



水土里ネット めいわ



写真：第10回通常総代会（明和町中央公民館）

食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

理事長あいさつ	2	平成27年度賦課金について	4
第10回通常総代会	3	平成27年度転用決済金について	4
平成27年度一般会計予算	3	組合員の資格交替について	4

明和土地改良区

〒515-0302 三重県多気郡明和町大字大淀595番地
TEL 0596-55-8001 FAX 0596-55-8007
メールアドレス md-meywa@ma.mctv.ne.jp
ホームページ <http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meywa/index.htm>

理事長あいさつ

理事長 南 野 光 輝

平素は、明和土地改良区の運営を始め、各般に渡り格別のご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。

早いもので当改良区も合併して10周年を迎えました。当時はいろいろな問題が山積しておりましたが、皆様のご理解・ご協力により、ほぼ解決いたしました。有難うございました。

さて、ご承知のように当改良区は宮川用水系と櫛田川水系に分かれており、宮川用水系では現在斎宮地区、明星地区の幹線においてパイプライン化事業に着手しております。

また、斎宮地区の一部支線工事が完了となり、共用の開始が行なわれて事業の進捗が図られております。

一方、櫛田川水系では今、下御系工区におきまして機能診断を実施しており、おおむねその結果が出て参りました。

今回、平成26年度で実施した機能診断は、国費100%で機能診断が出来ましたが、平成27年度以降はどうなるか未定となっております。

この診断の内容は、1ランクから5ランクに分れており、ランク5とランク4は、良好で補修しない。ランク3は、今補修をすることによって、今後20年から30年間持続できる。ランク2とランク1は、取替工事をする事になる。

今回行った下御系工区の機能診断は、大半がランク3で補修をしなければならない結果が出ました。

ご承知のように、農業を取り巻く環境は大変厳しい情勢となっております。

高齢化、後継者不足、耕作放棄地、農業所得の大幅減少等々を考える時、如何にすべきか非常に厳しい選択肢であると思われませんが、先ず段階的に少しずつ事業を進めていくのか、このままの状態でも10年から20年後に全面取替えるのが良いのか、大変大きな課題を背負った形となっております。

このことについて今日の農業情勢を十分考慮する中で「この事業の必要性を考え」慎重に取り組んでいきたいと思っております。

また、パイプライン化事業等、農地中間管理機構の制度を利用するなどして、担い手との整合性を図りながら進めていくことも必要ではないかとの考えも致しております。

尚、今後は土地改良施設の長寿命化対策の必要性も考えながら、各事業や活動を通じて明和町の農業の活性化に繋げることができるよう努めて参りますので、ご支援とご協力の程を、宜しくお願い致します。

平成27年 4 月

第10回 通常総代会

平成27年3月22日、明和町中央公民館において第10回通常総代会を開催しました。

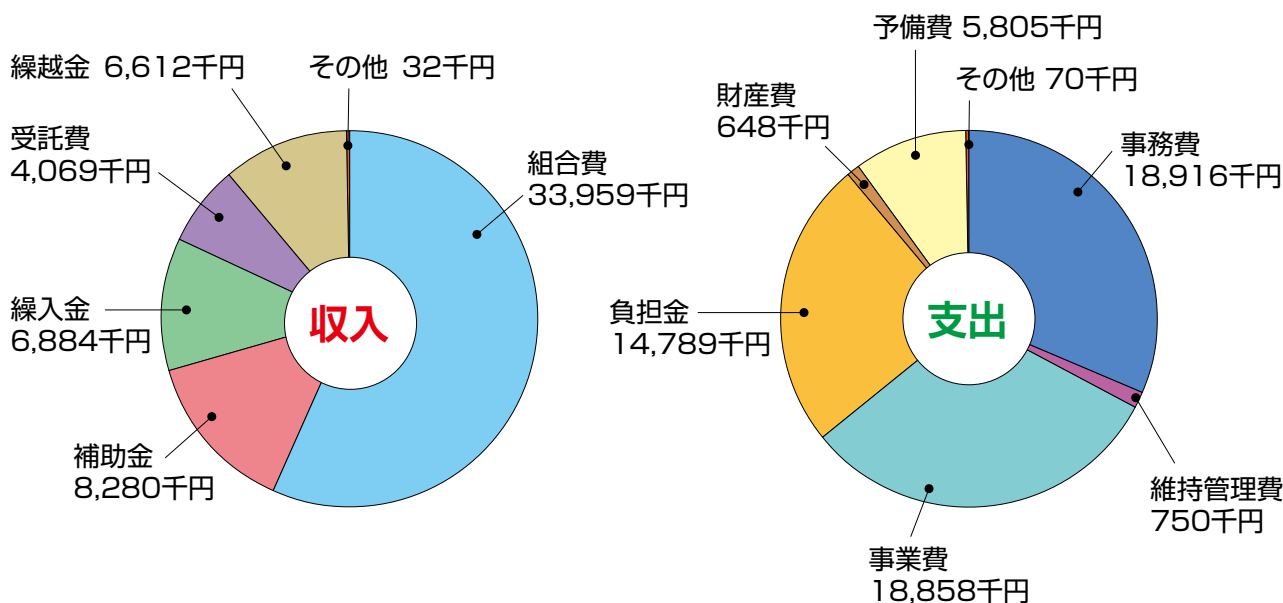
総代総数42名中39名の出席により総代会が成立し、議長に橘佳久総代（大淀）、議事録署名人に飯田達雄総代（下御糸）、樋口文隆総代（斎宮）を選任後、議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案通り可決されました。

◆総代会 議事

- 第1号議案 平成25年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成25年度収支決算の承認について
- 第3号議案 平成25年度財産目録の承認について
- 第4号議案 平成26年度収支補正予算の議決について
- 第5号議案 平成27年度事業計画の議決について
- 第6号議案 平成27年度収支予算の議決について
- 第7号議案 平成27年度賦課金及び徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成27年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第9号議案 平成27年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第10号議案 平成27年度農地転用に伴う決済金の額の議決について
- 第11号議案 平成27年度加入金の額の議決について
- 第12号議案 平成27年度役員報酬、費用弁償及び総代費用弁償の議決について

平成27年度 一般会計予算

◆一般会計収支予算額……59,836千円



平成27年度 賦課金について

平成27年度の賦課金は、第10回通常総代会において決定されました。

経常賦課金 田 1,500 円/10 a 畑 600 円/10 a

特別賦課金 1. 水利費 田 2,000 円/10 a 対象区域に限る

2. 事業賦課金 田 10,200 円/10 a 斎宮地区パイプライン事業区域

- 徴収時期 前期/平成27年6月25日納期 後期/平成27年12月25日納期
(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期で徴収いたします。)
- 取扱金融機関 多気郡農業協同組合・百五銀行・第三銀行・三重信用金庫
◇ 農業協同組合以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。
◇ 振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落としさせていただきます。
- 賦課基準 当改良区の土地原簿に平成27年4月1日記載されている農地

平成27年度 転用決済金について

農地を宅地へ転用、または公共事業用地（道路・河川・公園・建物等）として転用するときに転用決済金及び提出書類が必要です。

転用決済金 90 円/㎡

◇ 提出書類……農地転用等通知書・その他書類

組合員の資格交替について

農地の所有者移動・組合員の資格交替等があったときは、まず連絡して下さい。

◇ 提出書類……農地得喪通知書（売買、相続、経営移譲、住所変更）

○ 改良区への届出のない場合は、資格は変更されません。

○ 賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

お問い合わせは 明和土地改良区事務局 TEL 0596-55-8001 へ